

Ⅵ 第二種プラットフォーム事業者の公表事項の変更・指定の解除等

（第二種プラットフォーム事業者の公表事項の変更）

問51 第二種プラットフォーム事業者の指定を受けた後において、その提供するデジタルプラットフォームの名称等に変更があった場合の手続について教えてください。

【答】

第二種プラットフォーム事業者は、国税庁ホームページに公表されている第二種プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームの名称、第二種プラットフォーム事業者の氏名・名称に変更があった場合は、「第二種プラットフォーム事業者の公表事項変更届出書」を納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出する必要があります（消法15の3⑥）。

なお、「第二種プラットフォーム事業者の公表事項変更届出書」が提出された場合、変更があった事項は国税庁ホームページに公表されます（消令30④）。

（第二種プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームに係る事業を合併等により承継した場合）

問52 当社は、第二種プラットフォーム事業者の指定を受けているX社を吸収合併し、X社のデジタルプラットフォームに係る事業の全てを承継しましたが、プラットフォーム課税の適用関係はどのようになりますか。また、当社が行うべき手続はありますか。

【答】

事業者が、第二種プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームに係る事業を合併若しくは分割により承継し、又は当該事業を譲り受けた場合、当該事業を承継した合併法人若しくは分割承継法人又は当該事業を譲り受けた事業者（第二種プラットフォーム事業者を除きます。）は、当該合併等があった日に、国税庁長官から第二種プラットフォーム事業者の指定を受けたものとみなされます（消令30①）。

このため、ご質問の場合、合併があった日以後、貴社が承継したデジタルプラットフォームを介して事業者が行う資産の譲渡で、かつ、第二種プラットフォーム事業者となった貴社を介してその資産の譲渡の対価を収受するものについては、貴社が申告・納税を行うこととなります。

また、第二種プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームに係る事業を合併若しくは分割により承継し、又は当該事業を譲り受けた事業者は、遅滞なく「第二種プラットフォーム事業者の指定を受けたものとみなされる合併法人等に該当する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出する必要があります（消法15の3③、消令30②）。

なお、国税庁長官は、指定を受けたものとみなされる第二種プラットフォーム事業者を把握した場合、当該事業者に対して第二種プラットフォーム事業者の指定を受けたものとみなされる旨を通知するとともに、国税庁ホームページに当該第二種プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームの名称等を公表します（消法15の3④、消令30④⑤）。

国税庁長官から第二種プラットフォーム事業者の指定通知を受けた場合、当該プラットフォーム事業者は、プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡を行う事業者に対して、当該資産の譲渡がプラットフォーム課税の対象となる旨及びプラットフォーム課税の対象となる年月日（第二種プラットフォーム事業者の指定の効力が生ずる日）を速やかに通知する必要があります（消法 15 の 3 ⑤）（通知の方法については問 44 参照）。

（第二種プラットフォーム事業者がデジタルプラットフォームに係る事業を廃止した場合）

問53 第二種プラットフォーム事業者が、デジタルプラットフォームに係る事業の全てを他の事業者に譲り渡して廃止した場合、手続が必要ですか。

【答】

第二種プラットフォーム事業者がプラットフォーム課税の適用を受けるデジタルプラットフォームに係る事業の全てを譲り渡すなどして廃止した場合、速やかに「第二種プラットフォーム事業者に係る事業廃止届出書」を納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出する必要があります（消法 15 の 3 ⑩）。

なお、国税庁長官は、第二種プラットフォーム事業者がプラットフォーム課税の適用を受けるデジタルプラットフォームに係る事業を廃止したと認められる場合、第二種プラットフォーム事業者の指定を解除します（消法 15 の 3 ⑪）。

（第二種プラットフォーム事業者の指定解除の申請）

問54 当社は第二種プラットフォーム事業者ですが、デジタルプラットフォームに係る事業を縮小し、プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡に係る対価の額の合計額が3年連続で50億円以下となりました。この場合、当社は引き続き第二種プラットフォーム事業者となるのでしょうか。

【答】

第二種プラットフォーム事業者は、指定解除申請要件を満たす場合、第3年度の課税期間の確定申告書の提出期限^{※1}までに、「第二種プラットフォーム事業者の指定解除申請書」（以下「指定解除申請書」といいます。）を納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出して、第二種プラットフォーム事業者の指定解除を申請することができます（消法15の3⑦）。

《指定解除申請要件》

その課税期間から当該課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間（第3年度の課税期間）までのいずれの課税期間においてもプラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡に係る対価の額^{※2}の合計額^{※3}が50億円以下であること

※1 法人であれば、その課税期間の末日の翌日から、2月以内となりますが、法人の確定申告書の提出期限の特例（消法 45 の 2 ①）の適用を受けている場合は、その延長された提出期限となります。

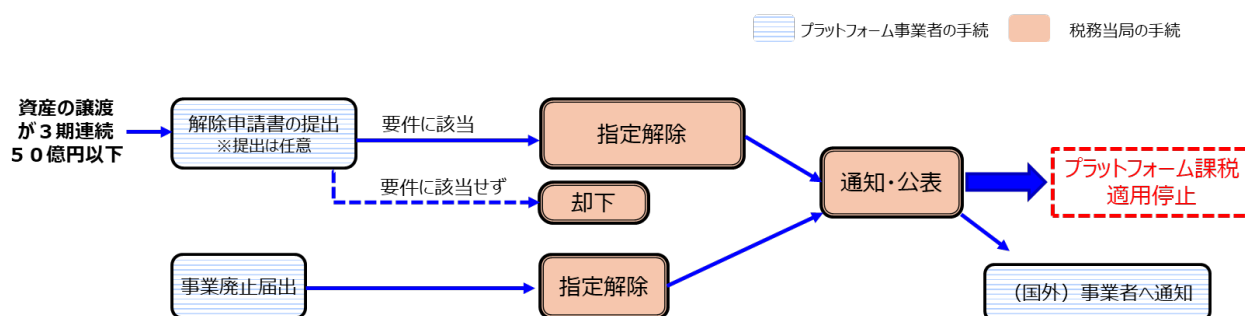
※2 消費税額及び地方消費税額に相当する額がある場合は、当該相当する額を含みます。

※3 課税期間が1年に満たない場合は、当該合計額を当該課税期間の月数で除し、これに12を乗じて計算します。

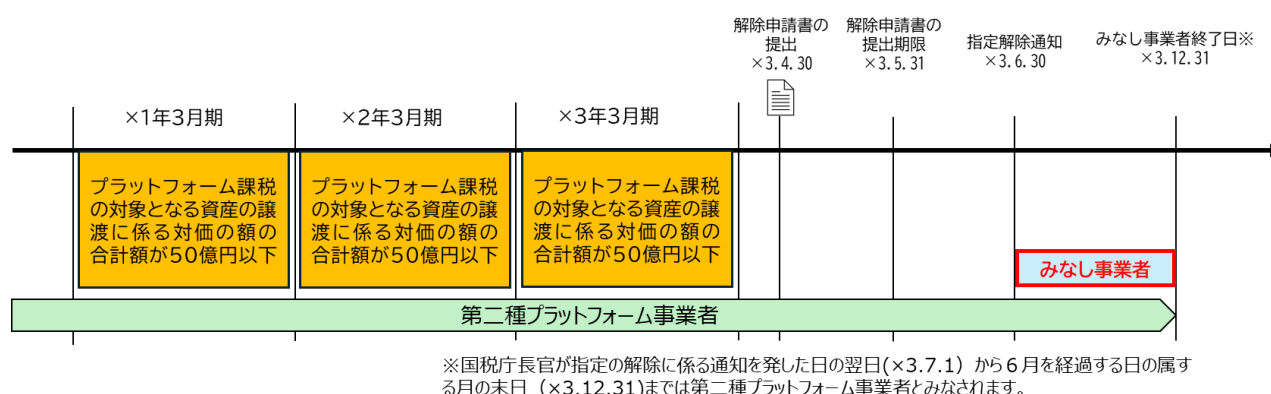
国税庁長官は、提出された指定解除申請書を審査し、指定解除申請要件を満たす場合には、

第二種プラットフォーム事業者の指定を解除します（消法15の3⑧）。

《イメージ：第二種プラットフォーム事業者に係る指定解除から適用停止までの流れ》



なお、指定解除申請書の提出があったことによりその指定が解除された場合であっても、国税庁長官が第二種プラットフォーム事業者の指定の解除通知を発した日の翌日から同日以後6月を経過する日の属する月の末日までの間は、引き続き、第二種プラットフォーム事業者とみなして、プラットフォーム課税の適用を受けることから、第二種プラットフォーム事業者とみなされる期間中に行われるプラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡については、当該第二種プラットフォーム事業者において、申告・納税を行うこととなります（消法15の3⑨）（下図参照）。



（第二種プラットフォーム事業者の指定解除）

問55 国税庁長官が第二種プラットフォーム事業者の指定を解除する場合があるとのことですが、どのような場合ですか。

【答】

国税庁長官は、第二種プラットフォーム事業者によりその指定の解除の申請があった場合（問54参照）のほか、第二種プラットフォーム事業者が次のいずれかの事実該当すると認めるときは、第二種プラットフォーム事業者の指定を解除することができることとされています（消法15の3⑧⑪）。

① 第二種プラットフォーム事業者がプラットフォーム課税の適用を受けるデジタルプラットフォームに係る事業を廃止したと認められるとき（問53参照）

- ② 消費税について、国税通則法第 17 条第 2 項（期限内申告）に規定する期限内申告書の提出がなかった場合において、当該提出がなかったことについて正当な理由がないと認められるとき
- ③ 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であるとき
- ④ 消費税の徴収の確保に支障があると認められるとき（例えば、第二種プラットフォーム事業者において、プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡に係る消費税額の納付が困難な状態にあると認められるときなど）

なお、国税庁長官は、第二種プラットフォーム事業者の指定を解除したときは、その旨を指定の解除に係る事業者へ通知するとともに、国税庁ホームページに次の事項を公表します（消法 15 の 3⑫、消令 30④）。

- ① 第二種プラットフォーム事業者の指定が解除された旨
- ② プラットフォーム課税が適用されないこととなる年月日

（第二種プラットフォーム事業者の指定を解除された場合の事業者への通知）

問56 国税庁長官から第二種プラットフォーム事業者の指定解除通知を受けた場合、その提供するデジタルプラットフォームを介して資産の譲渡を行う事業者に対して、プラットフォーム課税の対象にならなくなる旨を通知しなければならないのでしょうか。

【答】

国税庁長官から第二種プラットフォーム事業者の指定解除通知を受けた場合、プラットフォーム課税の対象とならなくなる資産の譲渡を行う事業者に対して、当該資産の譲渡がプラットフォーム課税の対象とならなくなる旨及びプラットフォーム課税の対象とならなくなる年月日を速やかに通知する必要があります（消法 15 の 3⑬）。

なお、通知については、例えば、指定解除に伴い、事業者との間の利用規約を変更する場合において変更事項の説明にあわせて通知事項を明示する、事業者との間で行う通常の連絡メールの中で通知事項を明示するなど、通知の形式・方法は問いませんが、第二種プラットフォーム事業者のウェブサイトや、第二種プラットフォーム事業者の提供するデジタルプラットフォームの利用規約において記載されているのみの場合には、事業者への「通知」に当たりませんのでご注意ください。

いずれにしても、事業者において、当該資産の譲渡がプラットフォーム課税の対象でなくなることを認識できるように「通知」する必要があります。

(第二種プラットフォーム事業者の指定を解除された場合の申告・納税)

問57 国税庁長官から第二種プラットフォーム事業者の指定解除通知を受けた場合、その解除によりプラットフォーム課税の対象とならないこととなる日以後に行う資産の譲渡については、第二種プラットフォーム事業者が申告・納税しなくてよいでしょうか。

【答】

第二種プラットフォーム事業者の指定解除によりプラットフォーム課税の対象とならないこととなる日以後に、事業者がデジタルプラットフォームを介して行う資産の譲渡については、第二種プラットフォーム事業者の課税売上げとして納付すべき消費税を計算し、申告・納税を行う必要はありません（消法 15 の 3 ①）。

なお、プラットフォーム課税の対象であった資産の譲渡のほかに、消費税の課税対象となる取引を行っている場合には、その取引については、消費税の申告・納税が必要となります。

(第二種プラットフォーム事業者の指定解除時における納税義務の判定)

問58 当社（12月決算）は、指定解除により X2 年10月 1 日に第二種プラットフォーム事業者に該当しないこととなりましたが、X3 年12月期及び X4 年12月期の納税義務の判定に当たって、基準期間における課税売上高に、プラットフォーム課税の対象となっていた資産の譲渡の対価の額を含める必要はありますか。

【答】

プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡については、第二種プラットフォーム事業者が行ったものとみなされます（消法 15 の 3 ①）。

したがって、ご質問の場合、貴社の X3 年 12 月期の基準期間（X1 年 12 月期）の課税売上高には、プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡の対価の額を含めることとなります。

次に、X4 年 12 月期の基準期間（X2 年 12 月期）における課税売上高には、プラットフォーム課税の対象となる X2 年 1 月から 9 月までの間に行われるプラットフォーム課税対象の資産の譲渡の対価の額は含めますが、プラットフォーム課税の対象とならない X2 年 10 月から 12 月までの間に事業者が行う資産の譲渡の対価の額は含めないこととなります。

（注） 特定期間における課税売上高の判定も同様です。